

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和元年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等の欠格条項に係る規定を削除するものです。	令和元年 9月議会 議案 第85号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易なものであるため(実施要綱第3条第2項 第1号に該当)	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市会計年度任用職員の 給与及び費用弁償に関する 条例	地方公務員法の改正に伴い、会計 年度任用職員の給与、費用弁償等 を定めるものです。	令和元年 9月議会 議案 第86号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与等に関するものであり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市姫ヶ浜荘条例の一部 を改正する条例	姫ヶ浜荘の建替工事に伴い、利用 料金の規定を整備するものです。	令和元年 9月議会 議案 第87号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理に関するものであるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	坂の上の雲 まちづくり 担当部長付 089-948- 6995
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市消防手数料条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、消防手数料の適正化を図るものです。	令和元年 9月議会 議案 第88号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱 第3条第1項第2号括弧書に該当)	消防局 予防課 089-926- 9215
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	令和元年 9月議会 議案 第89号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易なものであるため(実施要綱第3条第2項 第1号に該当)	市民参画 まちづくり課 089-948- 6379
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	印鑑登録証明書について、旧氏の併記を可能とするとともに、性別の記載を廃止するものです。	令和元年 9月議会 議案 第90号	パブリック コメント	R1.7.1 ～ R1.7.30	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。	市民課 089-948- 6335
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市幼稚園条例等の一部を改正する条例	幼児教育・保育の無償化に伴い保育料に係る規定を削除するとともに、子育てのための施設等利用給付について、虚偽報告等をした者に過料を科すものです。	令和元年 9月議会 議案 第91号	パブリック コメント	R1.7.19 ～ R1.8.19	過料を科すことについて、パブリックコメントを 実施し、広く市民の意見を聴きました。 【その他の事項についてパブリックコメントを 実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱 第3条第2項第2号に該当)	保育・ 幼稚園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市環境基本条例の一部を改正する条例	環境審議会の委員定数を引き上げるものです。	令和元年 9月議会 議案 第92号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	環境モデル 都市推進課 089-948- 6523
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	非常災害時に、一般廃棄物処理施設の設置に要する期間を短縮し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するものです。	令和元年 9月議会 議案 第93号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 一般廃棄物処理施設の設置に関するものであり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	廃棄物対策課 089-948- 6910
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市手数料条例の一部を改正する条例	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、複数建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等を徴収するものです。	令和元年 9月議会 議案 第94号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築指導課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	水道法等の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新手数料を徴収するとともに、所要の規定の整備を図るものです。	令和元年 9月議会 議案 第95号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	水道管路 管理センター 089-989- 8471
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

12	松山市森林環境整備基金条例	森林環境整備基金を設置するものです。	令和元年 9月議会 議案 第96号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の予算執行方法に関するものであり、実施 要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない ため	農林水産課 089-948- 6561
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。

②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。

③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。

④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。

⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、

必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、
という一連の手続をいいます。